

階上町文化賞表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、階上町文化賞表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類、基準及び運用)

第2条 表彰の種類、基準及び運用は、別表に掲げるとおりとする。

(表彰)

第3条 表彰は、階上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

3 表彰は、国民の祝日又は本町の公儀式及び町民文化祭等にこれを行う。

4 別表に掲げる同一種類の表彰は、生涯に1回限りとする。

(候補者の推薦)

第4条 学校長、文化団体長及び関係者は、別表に該当する者があるときは、階上町文化賞表彰推薦書（別記様式）により、教育委員会に推薦することができる。

2 推薦に係る基準日は毎年8月31日とし、別に定める期日までに前項の書類を提出するものとする。

(委任事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

階上町文化賞表彰基準表

表彰の種類	表彰の基準	運用
1 文化功労賞	(1) 永年にわたり、町の文化向上に貢献し、特にその功績が顕著である者	ア 年齢60歳以上で、10年以上にわたり文化団体の役員を務め、当町の伝統文化の伝承及び芸術文化の普及・発展に貢献し、その功績が顕著なもの イ 10年以上にわたり、当町の伝統文化の継承及び芸術文化の普及・発展に貢献した団体並びにその活動が優秀と認められる文化団体で、その団体基盤が強固であるもの

	(2) 永年にわたり、芸術及び学術の指導養成又は文化団体の育成指導に寄与し、その功績が顕著である者	ア 年齢60歳以上で、10年以上にわたり当町の文化普及・発展に尽力し、優秀な個人又は団体の指導育成に努め、その功績が顕著なもの イ 全国的規模の展覧会又は発表会等において、特に優れた評価（入選又は入賞）を受けるにいたらしめた指導者及び育成者
2 文化賞	(1) 全国的規模の展覧会又は発表会等において、特に優れた評価を受けた者	全国的規模の展覧会又は発表会等において、特に優れた評価（3位以上の入賞）を受けた者又はこれと同等の成績をあげて、当町の名誉を高揚せしめた者
	(2) 全国的規模の展覧会又は発表会等に継続して作品を発表して、優れた評価を受けている者	全国的規模の展覧会又は発表会等において、入選又は入賞を3回以上あげ、優れた評価を受けている者
	(3) 文化に関する学術研究等で優れた評価を受け、その成績が顕著な者	人文・社会・自然科学等に関する研究成果の発表並びにその他芸術に関する研究の発表及び指導法を考案するなど、優れた評価を受けその成績が顕著な者
3 文化奨励賞	(1) 全県的規模以上の展覧会又は発表会等において、優れた評価を受け、その成績が顕著な者	ア 全国的規模の展覧会又は発表会等に出場し、優れた評価を受けその努力が認められる者 イ 全県的規模以上の展覧会又は発表会等において、3位以上の入賞又はこれと同等の成績をあげ、今後更に活躍が期待される者 ウ 全県的規模以上の展覧会又は発表会等において、入選又は入賞若しくはこれと同等の優れた評価を受けた小中学校の児童生徒

	(2) 芸術及び学術の分野において優れた業績をあげた者	芸術・学術の分野にて、全県的規模以上の場において、高い評価を受けた者
--	-----------------------------	------------------------------------